

ごみステーションの改修や新規整備の費用を助成しています！

町では、今年度からごみステーションの改修費用や新規整備に係る費用に対し5万円を上限として補助金を交付しています。

補助金の交付を希望する場合は、改修工事や新規整備工事に着手する前に、行政区長または隣組長から町へ申請書などを提出していただきます。

補助金について詳しくは、町民生活課までお問い合わせください。

☎町民生活課 ☎72-6933



補助金を利用して設置された
ごみステーション

国民年金コーナー

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されました

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

◆納付した国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税および住民税の申告において社会保険料控除の対象として課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのはその年の1月から12月までに納付した保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

◆社会保険料控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、年末調整や確定申告を行うときに領収書など保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されました。申告書などの提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

※10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付された方へは翌年の2月上旬に送付されます。

◆ご家族の保険料を納付された場合も控除対象です

ご自身の保険料だけではなく配偶者やお子さんなどご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の社会保険料控除対象となりますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

社会保険料控除証明書に関する お問い合わせ先

◆受付時間

《月曜日から金曜日まで》

午前8時30分から午後7時まで

《第2土曜日》

午前9時から午後5時まで

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日[㊤]から1月3日[㊤]まではご利用いただけません。

☎0570-003-004(ナビダイヤル)

☎03-6630-2525

※050から始まる電話でかける場合